

令和7年5月9日

各 位

苫小牧信用金庫
理事長 小林一夫

当金庫に対する業務改善命令について

この度、当金庫は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づき、北海道財務局より業務改善命令を受けました。

信用を第一とする地域金融機関であるにもかかわらず、皆さまからの信頼を著しく損なう事態となりましたことを、役職員一同深く反省しておりますとともに、地域の皆さま並びにお取引先の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

当金庫は、本命令を重く受け止め、健全かつ適切な業務運営を確保するため、役職員一丸となって、経営管理態勢の再構築、全金庫的な法令等遵守態勢の確立、及び内部管理態勢の充実・強化に取り組んでまいります。

記

1. 業務改善命令について

(1) 業務改善命令の内容

信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項に基づく命令

i) 健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下を実行すること。

①今回の処分を踏まえた経営責任の明確化

②理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立

③子会社等を含め法令に基づき適切に業務を行うための法令等遵守態勢の確立

(役職員の法令等遵守意識の醸成を含む)

④内部監査部門の独立性の確保を含む内部監査態勢の充実・強化

ii) 上記 i) に係る業務の改善計画を令和7年6月9日までに提出し、直ちに実行すること。

iii) 上記 ii) の改善計画について、当該計画の実施完了までの間、3か月毎の進捗及び改善状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を令和7年9月末とする）。

(2) 処分の理由

当局による立入検査の結果や信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項に基づき求めた報告を検証したところ、経営管理態勢及び法令等遵守態勢に

ついて、以下のような問題が認められた。

i) 経営管理態勢の問題

代表理事は、強い発言力を有する元非常勤理事からの指示や意向が法令違反に該当することを認識しながら、反対意見を表明しないなど適切な業務執行を行っていないほか、常勤理事においても適法性に係る検証を行うことなく、同様にその指示に従って業務を執行している。

また、常勤監事は、それらを認識しながら、自ら調査・検証を行わず、行為差し止め請求などの措置を講じていないほか、内部監査部門は、独立性が十分に担保されておらず、元非常勤理事の関わる事案を監査対象から除外している。

ii) 法令等遵守態勢の問題

- ① 信用金庫の子会社等の業務については、従属業務、金融関連業務等の範囲とされており、当該業務以外（以下「他業」という）を営む会社を子会社等とすることはできないが、一部の元理事は、他業を営み人事・業務の関係性などから当金庫と実質一体である法人が子会社等に該当すると認識しながら、自らの指示・関与により事実関係を当局に隠蔽していた。また、その後の理事及び監事も、当該法人が子会社等に該当することを認識できたにもかかわらず、適法性に係る検証を怠っていた。
- ② 法令に反して、事業目的がないにもかかわらず土地等を取得し、賃貸しているものや、取引先から手数料を徴収していないものの、取引獲得を目的とした不動産の媒介が金庫全体で行われていたことが認められた。
- ③ 一部の元理事及び監事は、元非常勤理事が指示した複数の業務等が不祥事件等に該当すると認識しながら黙認し、中には不適切な指示に対して異議を唱えることなく、不正な会計処理を行っているものが認められた。

iii) 上記 i) 及び ii) の問題については、歴代の経営陣のもとで法令等遵守が軽視されてきたほか、長年に亘り経営を実質的に支配してきた元非常勤理事による風通しの悪い組織文化が醸成されてきたなかで他の経営陣が元非常勤理事による独裁的な経営に過度に依存したため、牽制機能を含めた理事会の機能発揮が不十分となるなど、経営管理態勢が欠如していたことが根本原因であると認められる。

2. 法令違反等に該当する業務執行について

当金庫では、法令違反等に該当する複数の不適切な業務執行を行っておりました。各事案については、別紙に記載しております。

3. 業務改善命令を踏まえた今後の対応

(1) 経営責任の明確化

今回の処分を踏まえ、代表理事及び一部の常勤役員は、本年6月に開催する通常総代会で退任いたします。

また、現経営陣につきましては、本事案を招いた責任を重く受け止め、以下のとおり役員報酬を減額いたします。

理事長	月額報酬の30%（3か月）
専務理事	月額報酬の25%（3か月）
常務理事	月額報酬の20%（3か月）
常勤理事	月額報酬の5～15%（1～3か月）
常勤監事	月額報酬の20%（3か月）
非常勤理事	月額報酬の5%（1か月）
非常勤監事	月額報酬の5%（1か月）

旧経営陣については、第三者委員会の調査結果に基づき、役員報酬等の一部返納を請求する予定です。

(2) 第三者委員会の設置

今般の当局検査等で判明した法令違反等について、客観性・中立性を確保するため、当金庫と利害関係のない弁護士による第三者委員会を設置し、経営管理態勢や法令等遵守態勢が有効に機能しなかった要因分析等の調査と、その結果に基づいた再発防止のための提言を依頼することといたしました。

なお、提言に基づき再発防止策を策定し、着実に実施してまいります。

(3) 改善に向けた施策等

法令等に精通している外部人材を役員に招聘することにより、理事の法令等遵守意識の向上や相互牽制機能を強化し、役員体制刷新による経営管理態勢の強化に努めるとともに、かかる行動を全役職員へ着実に徹底してまいります。

また、業務改善命令の趣旨を踏まえ、主体的な業務改善計画の策定、業務全般における課題や問題点の検証及び抜本的な管理態勢の改善を目的に業務改善委員会を立ち上げ、新たな組織文化の浸透に向けた取組みを講じてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

コンプライアンス部 電話 0144-84-3327
受付時間 平日午前9時～午後5時

(別紙)

法令違反等に該当する業務執行の概要

事案-1 業務範囲に関する規制違反に該当する子会社等の隠蔽

信用金庫法等で定める子会社等の業務範囲は、信用金庫法において定められており、不動産関連業務は原則禁止されておりますが、不動産関連業務を営み、過去より当金庫と人事・業務面の関係性が深い子会社等が存在していたにも関わらず、それらの事実関係について、一部の理事は、平成10年頃から監督官庁に対して隠蔽しており、また、その後の理事及び監事についても、適法性に係る検証を怠っておりました。

事案-2 信用金庫の業務範囲に関する規制違反

信用金庫の業務範囲について、不動産関連業務は、原則禁止されておりますが、当金庫内で法令に対する誤った認識が浸透していたことにより、平成27年頃から当金庫は複数物件の賃貸を行っているほか、当金庫職員が融資取引獲得を目的とした不動産の媒介行為を行っておりました。

事案-3 当金庫役員による不適切な業務執行

強い発言力を有する元非常勤理事から指示を受けた一部の理事が、不適切な業務執行を行い、当金庫に不利益を与える不祥事件等が複数確認されました。

① 不祥事件の例

- 一部の理事は、元非常勤理事が所有する金融資産を、当金庫に損害が生じることを認識していたにも関わらず、時価より高い価格で当金庫が買い取る不正な会計処理を行い、当金庫に不利益を与えた。

② その他の不適切な業務執行の例

- 一部の理事は、事業用としての利用計画がない中、事業用としての必要性や購入価格の妥当性を検討しないまま、時価より高く土地・建物の購入を行い、当金庫に不利益を与えた。
- 一部の理事は、当金庫が所有していた金融資産の売却にあたり、売却価格の妥当性について検討しないまま、時価よりも低く売却し、当金庫に不利益を与えた。